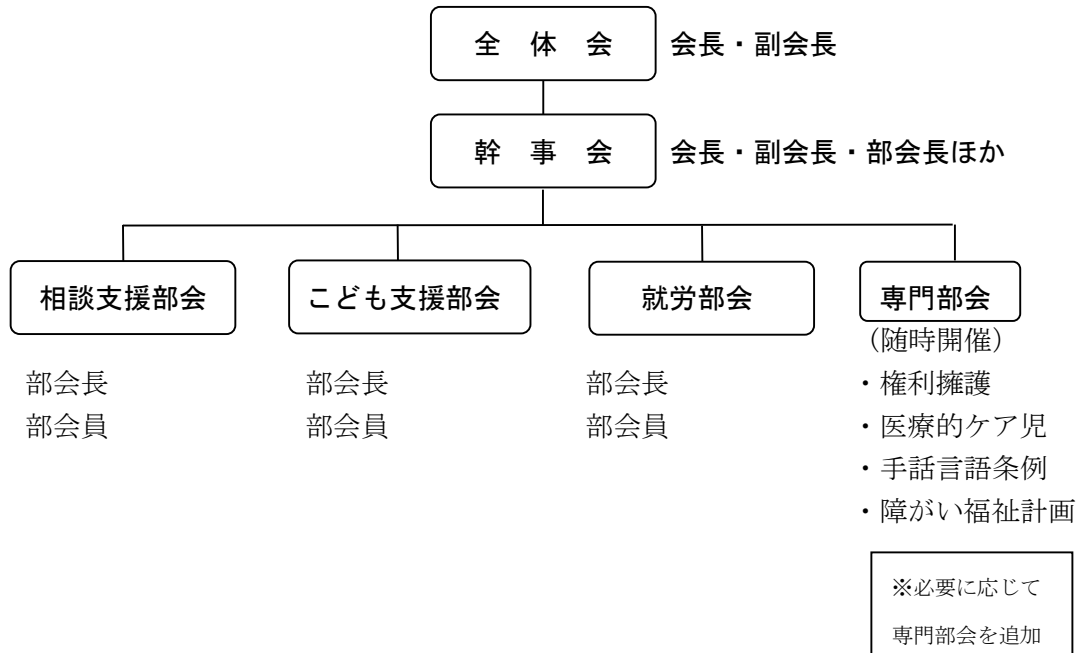


令和8年度苫小牧市地域自立支援協議会について

1 構成

会長と副会長は部会に属さないものとする（各部会への参加は可能）。



2 委員構成について

- ・別紙「第10期苫小牧市地域自立支援協議会推薦依頼先」による

3 報酬について

現行：全体会の出席を前提とし、幹事会・部会と所属する会議体により、額を決定。

ただし、全体会を欠席し、部会や幹事会のみ出席の方は報酬の対象外。

今後：全体会、幹事会、部会いずれかの出席があった委員へ一律の金額を支出。

4 その他

- ・東胆振圏域地域生活支援拠点事業(ラポルト)の協議会への参加
- ・苫小牧市障害者就労支援事業の受託業者の協議会への参加
- ・委員の担当部会以外の部会への参加

	区分	団体名	現委員	所属部会(案)				
				幹事	相談	子ども	就労	計画
1	相談支援事業者	医療法人社団 玄洋会 道央佐藤 病院相談支援センター	三浦 一郎	○	○			○
2		苫小牧市子ども相談室 あいす	井上 あゆみ	○	○	○		○
3	福祉関係事業者	特定非営利活動法人 紙風船・とまこまい 就労サポートセンター紙風船	和泉 雅子				○	○
4		社会福祉法人 苫小牧市社会福祉協議会	長井 陽一	○	○			○
5		社会福祉法人緑星の里 永光 管理者	渡邊 伸子	○				○
6		苫小牧地域児童通所支援事業所連絡協議会	緒方 里美			○		
7		社会福祉法人 苫小牧慈光会 障害者支援施設 樽前かしわざ園	小島 弘一		○			
8		特定非営利活動法人 苫小牧市手をつなぐ育成会	斉藤 フミ子	○				○
9	保健・医療関係者	一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団 苫小牧地域訪問看護ステーション	八田 美穂			○		
10		苫小牧市立病院	西森 浩弓			○		
11		北海道胆振総合振興局保健環境部 苫小牧地域保健室	守村 里美		○			○
12		一般社団法人北海道精神保健福祉士協会	今野 育美		○			
13	教育・雇用関係者	苫小牧公共職業安定所	堀井 晶司				○	○
14		北海道平取養護学校	本母 世跳			○	○	
15		北海道苫小牧支援学校	北原 達也			○		
16		苫小牧市教育委員会 教育部指導室	八木 俊樹			○		○
17		苫小牧心身障害者職親会	吉田 良弘	○			○	○
18		一般社団法人北海道中小企業家同友会 苫小牧支部	貞廣 のはら				○	
19		東胆振日高障がい者就業・生活支援センター かけはし	寺林 伸仁	○			○	○
20	障がい者等の当事者団体が推薦する者	苫小牧身体障がい者福祉連合会	江尾 清					○
21		回復者クラブ ほのぼのクラブ	川畑 聡					○
22		北海道自閉症協会 苫小牧分会(あじさいの会)	稲岡 佳江	○		○		○

苫小牧市地域自立支援協議会設置要綱

(平成20年5月1日制定)

(設置)

第1条 地域における相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号に掲げる事業をいう。以下同じ。）の適切な実施を図るとともに、関係機関による障害福祉施策に関する協議の場を設けるため、法第89条の3第1項の規定に基づき、苫小牧市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相談支援事業の適切な実施に関すること。
- (2) 関係機関との連携体制の構築に関すること。
- (3) 苫小牧市障がい者計画及び苫小牧市障がい福祉計画に関すること。
- (4) その他障害福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業に従事する者
- (2) 福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 障害者等の当事者団体が推薦する者
- (7) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、第2条各号に規定する所掌事項を協議するため必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会は、協議会の会議において指名する委員をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名をする委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理するとともに、部会の会議において審議した事項を協議会に報告する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(幹事会)

第8条 協議会に、その運営に関する事項を審議させるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の会議において指名する委員をもって構成する。
- 3 幹事会は、会長が招集する。

(守秘義務)

第9条 委員及び第6条第2項(第7条第5項において準用する場合を含む。)の規定により協議会又は部会の会議に出席した者は、当該会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。